

# 八代市ふるさと納税制度を 拡充します

## ●ふるさと納税制度とは



ふるさと納税制度とは、新たに税を納めるものではなく、ふるさと（自分が貢献したいと思う都道府県、市区町村）への寄附金のことです。

個人が2,000円を超える寄附をおこなった時に住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。

※ 寄附先の“ふるさと”には定義はなく、出身地以外でも「お世話になったふるさと」や「これから応援したいふるさと」など、各自が思う“ふるさと”を自由に選ぶことができます。

## ●いつから何が変わるの



ふるさと納税は、近年、多くの自治体が力をいれており、八代市においても、ふるさと納税専用の“ポータルサイト”を活用し、ふるさと八代の魅力発信に力を入れ、自主財源（寄附金）の確保へ向け、**8月1日から**事業を拡充し取組みます。

- 1) “インターネット” を利用した申込・支払が可能に！
- 2) “特産品など” お礼の品を充実！

### 期待される効果

効果① 寄附方法の簡素化による、**寄附金の増加！**

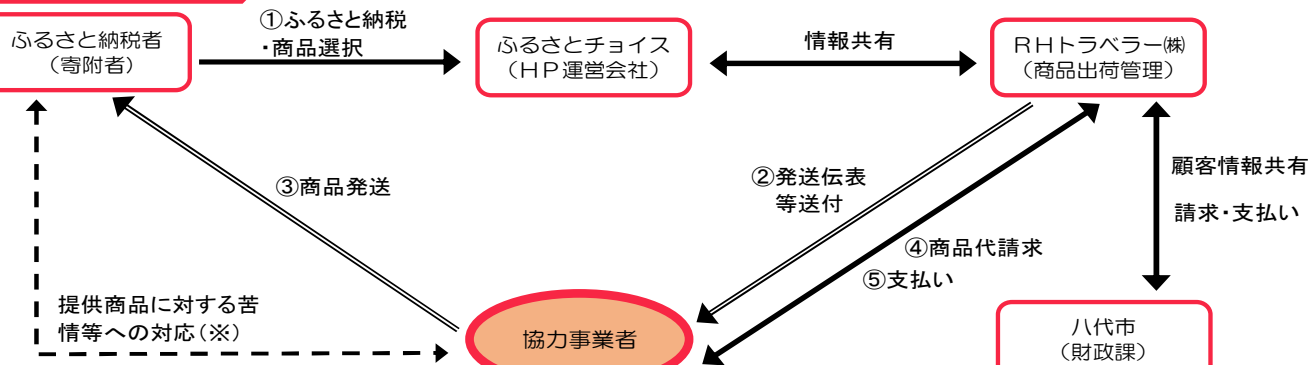
効果② 専用ポータルサイト、パンフレットへの商品情報（画像、商品名、企業名）の掲載による**PR効果！**

効果③ 地元特産品等の販売促進、販路拡大及び地元企業の活性化などによる**地域活性化！**

# “ふるさと八代”のPRにご協力ください！

八代市では、「ふるさと納税(寄附金)制度」による本市への寄附促進と地元特産品などのPR、販売促進及び地元企業の活性化など相乗効果を図るため、寄附者に対しお礼として贈呈する商品やサービスを提供する協力事業者を募集します。  
※なお、今回の募集については、10月以降の贈呈分として拡充を図る予定です。

## 事業イメージ



(※) 苦情等があった場合は、内容についてRHトラベラー(株)へ報告を行う必要があります。

## 1 募集要件

- (1) 各種法、規則、条例等に沿った生産・製造を行っていること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 本社(本店)、支社(支店)及び事業所、工場が市内にある企業または個人業者であること。
- (4) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。

## 2 募集するお礼の商品等

(1) 次の条件を満たしている商品等を募集します。

- (ア) 八代市の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」ものであり、観光PRといった地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (イ) 八代市内で生産、製造、加工されているもの、八代市内の原材料を使用しているもの、八代市内で販売されているもの、のいずれかに該当していること。
- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。(ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱できる。)
- (エ) 商品情報の開示が可能であること。
- (オ) 手続き上、必要となる書類を提出できること。

(2) 募集する商品等の価格について

寄附金額に応じて、次の5つの区分の商品等を募集します。(何れも税込み)

区分①	市場価格が 3,000円程度	区分②	市場価格が 6,000円程度
区分③	市場価格が 9,000円程度	区分④	市場価格が12,000円程度
区分⑤	市場価格が15,000円程度		

◆送料については、市で負担いたします。

## 3 申込方法・期間

別紙申込書『八代市ふるさと納税協力事業者仮申込書』に必要事項を記入のうえ、下記までFAXにて提出をお願いします。 ※募集要領等は市ホームページへも掲載しておりますのでご確認ください。

【申込期限】 平成27年7月17日(金)

【提出先】 RHトラベラー株式会社 ふるさと納税担当  
FAX 03-3234-8393  
TEL 03-3234-8386

(問合せ先) 八代市役所 財務部 財政課  
TEL 0965-33-4106 FAX 0965-32-8944  
担当 園田・山田  
E-mail : tetsu-sfg@city.yatsushiro.lg.jp